

- 1 冒頭、山形労働局長の挨拶後、労働局から協議会設置の経緯について説明の上設置要綱（案）の了解を得た。その後、各行政機関から働き方改革の取組状況の説明、労働局から働き方改革関連法の概要と周知の取組み、中小企業支援策の説明が、会議資料を用いて行われた。

- 2 行政機関からの説明後、以下のような意見交換が行われた。
 - 労働団体Aから、時間外労働の上限規制は長時間労働の撲滅につながることで、年次有給休暇の取得義務化については全く取得していない労働者に取得してもらうよう働きかけてゆく旨の意見が出された。また、今回の改正を、36協定を結ばずに残業をさせている企業が、生産性の向上と合わせ、職場環境の改善に取り組む機会にしてほしいとの要望があった。
 - 事業主団体Bから、働き方改革に取組まないと、企業の存続はないとの考えに立っている。職場環境を整える、生産性を向上するという二つの大きな柱を実現しないと企業の存続発展はないと考えており、制度の周知やセミナーの開催により、人材確保には長時間労働の是正と処遇の改善が必要であることを会員に周知している旨の意見が出された。
 - 事業主団体Cから、県内7つの傘下団体と連携し、働き方改革推進支援センターの周知の取組みを進めており、当協議会構成員と連携した専門家を派遣した支援策等にも取り組んでいる旨の意見が出された。
 - 事業主団体Dから、今回の会議の内容を小規模事業者にも速やかに周知徹底することとしているところではあるが、内容が盛りだくさんであり、さしあたって施行日が迫っている年次有給休暇の確実な取得などから、徐々に周知していきたい旨の意見が出された。
 - 事業主団体Eから、従前から開催している労働問題に関する経営課題に係るセミナー等について、今年度は働き方改革を中心にセミナー等を開催していく旨の意見が出された。
 - 金融機関Fから、行員が企業から相談を受ける中で、中小企業支援施策の周知に努めていく旨の意見が出された。

○ 金融機関Gから、経営改善とビジネスマッチング、販路拡大に力を入れており、融資先企業の業績の向上という面から働き方改革を目指していきたい旨の意見が出された。また、ワークライフバランスについて、従業員の福利厚生に資する新商品も今後検討したい旨の意見が出された。

3 最後に、労働局から、本日提示された意見について今後の取組に生かしていくこと、関連法の周知について様々な機会にご協力をお願いすること、また、各団体から労働局に対する講師派遣の要望や共同の取組などのご提案をいただければ、推進協議会を設立した趣旨を踏まえ協力させていただく旨表明され閉会した。